

3月20日(水)12:10 スタジオ CRT で収録

外国人の人口比率が日本の人口の1割になるのは2100年か？

2050年、もしかしたら、2040年、それ以前かも。

開倫塾

塾長 林 明夫



1. (1) 厚生労働省によると、2023年10月末時点で、日本で働く外国人労働者は、およそ200万人。  
(2) 人手不足は今後も拡大する見通しで、2100年には、日本の人口のおよそ1割が外国人になるという試算もあります。  
(3) しかし、2021年の出生数は80万人台、2022年は77万人、2023年は75万人と、出生数は激減。日本の人口も一気に減少傾向になりました。  
○ちなみに、栃木県の2021年の人口は191万人、2050年の栃木県の人口は150万人と、41万人の人口減が予測されています。
2. (1) このようになると、人手不足が加速度的に進みますので、外国人労働者を加速度的に増加させないと、企業・団体はもちろん、社会自体が維持できなくなることは、火を見るよりも明らかです。  
(2) 人口の1割が外国人なるのは、2100年ではなく、2050年、もしかしたら、もっと早まり、16年後の2040年かもしれません。  
(3) では、どのように外国人労働者を増加させていったらよいのか。
3. (1) 今までのような「技能実習生」という制度でよいのかが、10年以上議論されてきました。  
(2) 「技能実習生」の制度は、開発途上国の技術面での発展のために、様々な産業分野で日本の技術を一定期間学び、母国に帰国後、地域の企業・団体に日本の優れた技術を移転、開発途上国の発展に貢献することを目的としました。  
(3) しかし実情は、日本の企業・団体の人手不足を低賃金の技能実習生で補い、また、実習生は母国の家族などへの仕送りのため、いくつもの仕事を兼務、不法就労の温床になるなど、多くの問題が発生。
4. (1) そのため政府は、日本商工会議所 多様な人材（女性・シニア・帰国人材）活躍委員会などからの政策提言を受け、「政府骨太方針」で、「技能実習制度」から「特定技能制度」に移管することを表明。



(2) 2023年11月30日の「有識者会議」からの報告を受け、2024年2月には、「技能実習制度」を廃止、「特定技能制度」を大幅に導入することを表明。

(3) 今国会に法案を上程、法案通過後は、2026年施行、経過措置期間を経て、2030年に完全移管となります。



5. (1) 「特定技能」の在留資格には、1号と2号があります。

(2) 「日本語能力検定試験 3 級 (N3)」合格などを経て、「特定技能 2 号」の在留資格を取得すると、「家族帯同」「期間無限定」「転職自由 (ただし、1 ~ 2 年後)」と、日本での在留条件が大幅に緩和されます。

(3) 日本以外の国では、「移民政策の大幅緩和」と評価されるに値する、「制度改革」です。

6. (1) 外国人労働者が働く企業・団体・地域社会は、今後、外国人労働者が「転職自由」となりますので、外国人労働者とその帯同家族をひきつける、「働くに値する、魅力ある職場・地域社会づくり」で、「外国人労働者とその帯同家族の定着 (リテンション)」を図ることが求められます。

(2) 最大の課題は、「日本語教育」です。

(3) 外国人労働者が働く職場では、日本語能力検定 5 級、4 級、3 級取得に向けた、日本語講座の設置は急務です。外国人帯同家族が暮らす地域では、日本語教室、一人でも外国出身の児童・生徒・学生が在籍する、小学校・中学校・高校・大学・専門学校・大学院には、日本語クラスの設置が急務です。



7. (1) この実現のために、日本語教育カリキュラムの開発、認定日本語教師、日本語教育機関の育成が急務です。

(2) 人口減少が激しい地域ほど、「特定技能 2 号」の在留資格を持つ外国人労働者を育成する仕組みが急務です。

8. (1) これからの 6 年間で、日本は変わります、特に、人口が急減する地域は、ガラッと様相が変わります。

(2) いよいよ日本の人口の 1 割以上を外国出身の皆様が占める時代に突入します。「異文化共生社会」の始まりです。

(3) 日本の伝統・文化・歴史・日本のよさと、外国出身の皆様の多様性をどう調和させ、新しい日本、新しい地域社会を作り出したらよいか。「共生社会」の実現のために知恵を出し合いましょう。



よろしくお願いいたします。